

【質問】最近、小泉純一郎首相や尾辻秀久厚生労働大臣が「今年中に混合診療を導入したい」と発言しています。混合診療について説明してください。

(サラリーマン)



従来診療に自費扱いプラス

【回答】混合診療の説明

ですが、診療（医療）がまじっている（混合）のでは
ありません。皆さんが病気
となり、ある医療機関を受

診、診察、検査、注射、投
薬など法律で決められてい
る範囲の中での医療を受け
ます。しかし検査、注射、
投薬などで法律で決められ
ていないものがあり、それ
を患者さんが強く希望され
た場合は自費扱いとなりま
す。法律で決められた分の
一部負担金を支払い、プラ

ス自費診療分を支払う、こ
の医療費が混合することを

混合診療

混合診療といい、現在認められていません。これを「解禁したい」と小泉首相たちが主張しています。

もし、これを許すとすれば、法律によって公的保険としては扱われず、すべて自費負担扱いとなり、患者さんの負担が大幅に増えることとなります。そうなりますと混合診療を受けられる人と、受けたくても受けられない人が出てきます。お金のあるなしで医療に差が出てくるわけです。

現在日本はさほど高くない費用で、誰でも、どこで医療を受けることができます。日本は国民総生産額は世界五位、それに医療費の占める割合は十八位、大変安い負担です。世界保健機関(WHO)の健康面では長寿も世界一、乳幼児死亡率も世界最低で、文句なし世界一と折り紙がつけられています。これはひとえに先ほど述べました国民皆保険制度という世界中からうらやましく思われている制度に守られているからです。

お金のあらずで医療に差が

混合診療を導入しますと「悪貨は良貨を駆逐する」の例え通り、公的保険が民間保険に圧迫され、公的保険の範囲が狭くなります。そうしますと政府の負担金（税金）の医療への投入が減るわけです。どうにかして負担を減らそうとする政府の思惑が根底にあるわけです。政府は国民に対し生命を守り、公的保険で必要かつ十分な医療を提供しなければならぬ義務があります。

（真医師会）